

## 高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第24条の規定に基づき、高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内で生産された農畜産物及びそれらを使用した加工品の販売拡大、ブランド力の向上並びに生産振興を図ることを目的に、市町村、農業協同組合、県域生産者団体、県及び市町村単位の学校給食会並びに有機農業に取り組む農業者が組織する団体(以下「補助事業者」という。)の行う事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助率、補助対象経費及び交付額の算定方法)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

2 県の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する

社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入に及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、

当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- (8) 県税の滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、別記第1号様式別紙2による申立書を提出しなければならない。
- (9) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県に対する税外未収金債務の滞納がないことについて、別記第1号様式別紙3の誓約書兼同意書を補助金交付申請時に提出しなければならない。

(補助事業の重要な変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を1部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額の20パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助金の概算払の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を1部知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第4号様式による実績報告書1部を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の

報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号から第7号まで、第10条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業者	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額等
1 市町村	1 県が主催する農畜産物の販売拡大のための情報共有会議へ積極的に参画すること。 2 事業実施に当たっては、「高知家プロモーション」を積極的に活用すること。 3 継続して補助事業を活用する場合は、同様の取組にならないようにすること。	1 販売戦略会議等の開催	報償費	アドバイザーへの謝金等	・2分の1以内（有機農業に取り組む農業者が組織する団体以外のもの。）  ・3分の2以内（有機農業に取り組む農業者が組織する団体に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、一補助事業者当たり100万円（補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てる。）を限度に補助する。</li> <li>【限度額のかさ上げ】</li> <li>・農業協同組合及び県域生産者団体が県内各産地の農畜産物の販売拡大に向け、複数市町村にまたがって事業を実施する場合、500万円を限度に補助する。</li> </ul>
2 農業協同組合		2 市場（消費・販売状況）調査	旅費	市場調査やイベント、バイヤー招へい、消費宣伝等に係る旅費		
3 県域生産者団体 （生産者等で組織され代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計管理等を適正に行うことのできる団体）		4 イベントや商談会等の開催又は参加	需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントや消費宣伝に係る消耗品費及び印刷製本費</li> <li>・サンプル食材の提供 等（食糧費を除く。）</li> </ul>		
		5 県内外の量販店や飲食店等での消費宣伝やフェアの開催				
		6 サンプル食材の提供	役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費及び手数料</li> <li>・販売支援補助に係る経費 等</li> </ul>		
	7 販売促進資材のデザイン及び製作	委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント又は商談会の開催</li> <li>・販売促進資材制作</li> <li>・輸送テスト 等</li> </ul>			
	8 ブランド力向上に向けた取組	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借上料</li> <li>・借上車 等</li> </ul>			
	9 物流改善の取組	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食味分析計購入費 等</li> </ul>			
4 県及び市町村単位の学校給食会 （注1）		10 インターネット販売を活用した販売促進に係る取組	その他	その他、事業実施に必要と認められる経費（事前に県と協議必要）		
5 有機農業に取り組む農業者が組織する団体 （注2）		11 1～10に掲げるもののほか、事業実施に必要と認められるもの				

（注1）学校給食で県産農畜産物の利用を促進する取組であること。

（注2）2戸以上の農業者（新たに有機農業に取り組む農業者を含む。）が組織する団体であって、次のいずれかに該当する団体であること。

ア 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計管理等を適正に行うことのできる団体

イ 特定非営利活動法人

なお、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者職・氏名  
(生年月日：年月日)

令和 年度高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付申請書

高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 円

(1) 補助率について（該当するものを○で囲んでください。）

・ 2分の1以内

・ 3分の2以内

※有機農業に取り組む農業者が組織する団体の場合は、該当するものを○で囲んでください。

ア 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計管理等を適正に行うことのできる団体

イ 特定非営利活動法人

(2) 補助限度額のかさ上げの該当について（該当するものを○で囲んでください。）

・ 該当

・ 非該当

### 3 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 県税の滞納がないことを証する証明書（納税義務がない場合は、そのことの申立書（別紙2）を添付。ただし、申請者が市町村の場合には納税証明書及び申立書の添付は不要です。）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(3) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙3）

(4) 別表（第3条関係）の補助事業者3（地域生産者団体）の場合は、組織及び運営等についての規約の写し。補助事業者5（有機農業に取り組む農業者が組織する団体）のうち、  
（ア）に該当する団体は、組織及び運営等についての規約、（イ）に該当する団体は、定款及び直近の事業報告書の写し。

(5) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、参考となる資料等

別紙 1

事業計画書

1 取組内容と目標（可能な限り販売額、成約件数等を具体的に記載してください。）

- ・販売額●円（県外●円、県内●円）※取引金額、イベント実施による販売額等
- ・成約件数：●件 等

2 事業実施期間

開始予定年月日           年   月   日

完了予定年月日           年   月   日

3 事業費

総事業費 (A)	(A)のうち 補助対象経費 (税抜き) (B)	補助率 (C)	補助基準額 (B)×(C) (D)	補助限度額 (E)	補助金申請額 (D)又は(E)のい れか低い額	備考

(添付書類)

補助対象経費の積算根拠書類

※(D)欄は1,000円未満の端数は切捨て

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費 市町村費 その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					



5 補助金振込先

金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人

6 取組の詳細

項 目	実施年月日 又は期間	実施場所	内 容	備 考

別紙 2

年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者職・氏名（自署）

高知県税の納税義務がない旨の申立書

高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 8 号の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

高知県に納付すべき高知県税の納税義務はありません。

誓約書兼同意書

私は、高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金の申請に当たり、当該補助金要綱第7条第9号の規定により、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）＜及び照会の結果について関係市町村に提供すること＞に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者職・氏名（自署）

第2号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者職・氏名  
(生年月日：年月日)

令和 年度高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付（変更）の決定通知がありました事業の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により変更（中止・廃止）を申請します。

記

1 既交付決定額

円

2 変更後（中止・廃止）申請額

円

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

※変更になる項目について記入し3及び4については、交付申請時の数値等を上段に括弧書きで記載しその下へ変更後の数値等を記載してください。

(2) (1) のほか、参考となる資料

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者職・氏名  
(生年月日：年月日)

令和 年度高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付（変更）の決定通知がありました補助金について、下記のとおり、金 円を概算払によって交付されるよう、高知県特産農畜産物販売拡大総合事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回交付額	円

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者職・氏名  
(生年月日：年月日)

令和 年度高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付（変更）の決定通知がありました補助金について、高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

別紙4 事業実績書のとおり

2 添付書類

(1) 事業実績書（別紙4）

(2) (1)のほか、参考となる資料

## 事業実績書

1 事業を実施した成果（可能な限り販売額、成約件数等を具体的に記載してください。）

・販売額●円（県外●円、県内●円） ※取引金額、イベント実施による販売額等

・成約件数：●件 等

2 今後の展開

3 事業実施期間

開始年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

4 収支決算

(1) 収入の部

区分	本年度実績額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費 市町村費 その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度実績額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

5 県補助金決算額

総事業費 (A)	(A)のうち 補助対象経費 (税抜き) (B)	補助率 (C)	補助基準額 ((B)×(C)) (D)	補助限度額 (E)	補助金決算額 (D)又は(E)のい れか低い額	備考

(添付書類)

補助対象経費の積算根拠書類

※(D)欄は1,000円未満の端数は切捨て

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者職・氏名  
(生年月日：年月日)

令和 年度高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の（変更）決定通知がありました補助金について、高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金交付要綱第11条の規定による補助金の  
確定額

円

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等(A)

円

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等(B)

円

4 補助金返還相当額(B)－(A)

円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。